

軽度者の福祉用具貸与の取扱いと手続きについて

要支援 1・2、要介護 1（※キについては、要支援 1・2、要介護 1～3）の者に対する福祉用具貸与費については、自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て使用が想定しにくい下記の品目については、原則として保険請求できません。

【対象となる福祉用具貸与の品目】

- ア 車いす・車いす付属品 イ 特殊寝台・特殊寝台付属品 ウ 床ずれ防止用具
 エ 体位交換器 オ 認知症老人徘徊感知機器 カ 移動用リフト（吊り具を除く）
 キ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）

ただし、下記の①～③に該当する場合は、保険給付の対象として福祉用具貸与が可能となります。

【① 基本調査の結果から、例外給付が可能な場合】

直近の認定調査票の基本調査の結果が、対象種目ごとに「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する場合（下記の表を参考にしてください）は、例外給付を受けることができます。

該当となった認定調査票を居宅サービス計画書（又は介護予防サービス支援計画書。以下計画書という）を併せて保存してください。

※玉村町に確認依頼書を提出する必要はありません。

《老企第36号第2の9（2）の①のアの表》

対象種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす・車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （一） 日常的に歩行が困難な者 （二） 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査項目 1-7（歩行） 「3. できない」 ※ 該当項目なし 【②】を参照
イ 特殊寝台・特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 （一） 日常的に起き上がりが困難な者 （二） 日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-4（起き上がり） 「3. できない」 基本調査項目 1-3（寝返り） 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 体位交換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査項目 1-3（寝返り） 「3. できない」

<p>工 認知症老人徘徊感知機器</p>	<p>次の<u>いずれにも</u>該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者</p>	<p>基本調査項目 3-1 (意思の伝達) 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査項目 3-2～基本調査項目 3-7 (認知機能)のいずれかが「2. できない」 又は 基本調査項目 3-8～4-15 (認知機能)のいずれかが「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査項目 2-2 (移動) 「4. 全介助」以外</p>
<p>オ 移動用リフト (吊り具の部分を除く)</p>	<p>次の<u>いずれかに</u>該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (昇降座椅子はここで判断) (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者</p>	<p>基本調査項目 1-8 (立ち上がり)「3. できない」 基本調査項目 2-1 (移乗) 「3. 一部介助」 又は 「4. 全介助」 ※ 該当項目なし 【②】を参照</p>
<p>カ 自動排泄処理装置</p>	<p>次の<u>いずれにも</u>該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者</p>	<p>基本調査項目 2-6 (排便) 「4. 全介助」 基本調査項目 2-1 (移乗) 「4. 全介助」</p>

【② 該当する基本調査結果が無い場合】

以下の項目については、認定調査票の基本調査の結果では判断できません。

「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」

対象種目：「車いす」「車いす付属品」

「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

対象種目：「移動用リフト（段差解消機）」「移動用リフト（床走行式階段移動用リフト）」

この場合については、

- ・主治医から得た情報
- ・適切な助言ができる福祉用具専門相談員や他の関係者の参加するサービス担当者会議を通じて、適切なケアマネジメントにより例外給付の必要性を指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。

判断した根拠がわかるように書類を整備したうえで、計画書と併せて保存してください。

※玉村町に確認依頼書を提出する必要はありません。

なお、電動車いすを利用する場合、日常生活範囲における移動の支援に特に必要と認められる者の考え方については以下の内容も参考にしてください。

- ・車いす（電動車いす）の利用により、買い物や通院などを利用者自身で行うことができるようになり、その行為に対して訪問介護（外出介助）の利用が不要となる（減る）こと。
- ・車いす（電動車いす）が、単なる気分転換や閉じこもり防止の目的ではなく、利用者自身の日常生活を営む目的で利用されること。

【③ 上記①、②以外で必要性が判断される場合】

○判定方法

（１）医師の医学的な所見に基づき、次の i～iii のいずれかに該当すると判断されている

- i. 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
- ii. 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに該当することが確実に見込まれる者
- iii. 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者

※医師の医学的な所見で必要なこと

- ・疾患名
- ・疾患によって引き起こされている症状
- ・必要な福祉用具

（「介護ベッドが必要」等、必要性のみの記載では判断ができません）

医学的な所見の入手方法については、書面によるもののほか、面接や電話等で医師から聴取

した内容を記録する方法でも差支えありませんが、いつ・誰から・どのような方法によって聴取したのかを明確にしてください。

計画書には、当該医師の所見及び医師の名前を記載しなければなりませんので、利用者の同意を得たうえで、計画書への記載をお願いします。

(2) サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている

※ (1)、(2) のいずれも満たしていることを玉村町が確認します。玉村町へ「軽度者に対する福祉用具貸与に関する確認依頼書」を提出してください。

◆ 具体的な状態像や疾患の事例（参考）

あくまでも、状態像の参考です。医学的な所見により、利用者の状態像が i ～ iii に該当するか否かを判断します。

事例類型	状態像の例	福祉用具種目例
頻繁な状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF 現象」が頻繁に起き、日によって福祉用具が必要な状態となる。	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるなど、時間帯によって、福祉用具が必要となる。	移動用リフト (昇降座椅子) 特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器
急性憎悪	末期がんにより、急激に状態が悪化し、短期間で福祉用具が必要となる。	特殊寝台 床ずれ防止用具 体位変換器
重篤化回避	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的知見により回避する必要がある。	特殊寝台
	重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
	脊髄損傷による下半身マヒにより、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発作リスクが高い。	床ずれ防止用具 体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的知見から股関節への負担を回避する必要がある。	移動用リフト (昇降座椅子)

【 注 意 事 項 】

◆ 例外給付の貸与期間について(例外対象者①～③すべてに該当)

例外給付となる場合の貸与対象期間は、確認票等の受付日の14日前から当該福祉用具貸与の必要がなくなる期間までとします。なお、貸与期間終了日は最長で当該利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとし、福祉用具貸与の必要性を見直す際(介護認定の更新等又は要介護状態の変更があった場合等)には、再度確認票等を作成し、玉村町へ提出をお願いします。

◆ 暫定プランの取扱いについて(例外対象者①～③すべてに該当)

要介護認定新規申請中かつ、軽度者になる可能性のある利用者で、福祉用具の貸与を必要とする者についても、例外給付申請書の提出が必要です。医師の医学的所見を確認した上での提出をお願いします。なお、添付書類のケアプランについては暫定プランでの提出となります。